一、第一条第一項ハ相互ニ図リ研究スルコト、
附　第二項削除、
　　第三項、解雇ヲ忌避シ副ツテ努力スル、
第二条　削除、
第三条　削除、
　第一項　研究スルコト
　第二項　此ノ規定ヲ除クコト
　第三項　存置ス
　第四、第五項　削除ス
第四条、削除（但シ研究ノ上）
第五、第六、第七条削除、
二、
(1) 十一名ノ解雇者中七名復職セシム。
解雇者ハ依願解雇扱、

(2)、解雇者ハ今後会社ト完全ニ無関係ナルコト、
(3)、解雇者ニ対シテハ給料未払分ノ全体ト共ニ日給ノ二十五日分ハ該会社重役ノ私ケットヨリ出スト云フノ形式ニ依リ金一封（各日給四十五日分）ヲ送ルコト、
(4)、罷業者ハ直ニ就業スルコト、
(5)、従業員等ハ今後団ノ作働ニ関シ退職ノ意ヲ表示スルコト、

(四)山元鉱業所四名従業員、
所在地、　千葉県夷隅郡大原町小浜、
労働者、　一五六名
参加者　全部
争因　給料遅延、